

## 入札結果確認期間導入試行の事務要領

### 1. 試行の目的

燕市が執行する建設工事等の入札において、公契約関係競売入札妨害等の再発を防止するため、入札・契約制度の一部を見直すこととし、落札者決定時におけるチェック機能として、入札結果確認期間の導入を試行する。

### 2. 試行の対象

燕市が令和2年6月1日以降に公告する建設工事のうち、土木一式工事、管工事（機械設備を除く）、及び舗装工事で、予定価格が1,000万円以上の入札案件を試行の対象とする。

### 3. 入札結果の確認

入札結果の確認に必要な事項は、当該一般競争入札の公告文書に記載する。

- ・ 入札結果確認期間
- ・ 公表設計書の閲覧場所（用地管財課）
- ・ 質問書の送信先（用地管財課のメールアドレス）
- ・ 回答日時
- ・ 落札者の決定日

### 4. 入札執行の内容確認

用地管財課契約管理係において、当該入札の執行について、適正な入札であるか確認を行う。

### 5. 落札者決定の保留

開札後、有効な入札のうち、最低価格で入札した応札者を落札候補者とし、入札結果確認期間中は、落札者の決定を保留する。

保留とした後、対象案件の応札者に対し、電子入札システムにて、有効な入札の最低入札額を記載した保留通知書を発行する。

### 6. 質問等を行うことができる者

入札結果に質問等を行うことができる者は、対象案件の入札応札者に限る。ただし、工事費内訳書を提出しない等、入札参加要件を満たしていない者を除く。

### 7. 公表設計書の閲覧等

対象案件の公表設計書については、6. に規定する者に限り、用地管財課において閲覧することができる。

閲覧希望者は、別紙「設計書閲覧申込書」（様式1）により、応札者であること

を証するため、担当者の名刺を添えて申し込む。

#### 8. 質問等の方法

質問等は、別紙「入札結果確認質問書」（様式2）により、用地管財課宛に電子メールを送信して行うこととし、質問者はメール送信後、契約管理係まで連絡する。

#### 9. 質問等がなかった場合

質問等がなかった場合は、入札結果確認期間終了後に、落札候補者を落札決定者とし、電子入札システムにより落札者決定通知書を発行する。

#### 10. 質問等があった場合

質問があった場合は、質問等に係る調査等を行い、原則として入札結果確認期間終了の翌日午後5時までに、質問者に対して、別紙「入札結果確認回答書」（様式3）を電子メールにて送信する。

#### 11. 調査の結果、設計等に誤りがなかった場合

質問があり、調査の結果、設計等に誤りがなかった場合、入札を有効とし、落札候補者を落札決定者とし、電子入札システムにより、すべての応札者に対して、落札者決定通知書を発行する。

#### 12. 調査の結果、設計等に誤りがあった場合

質問があり、調査の結果、設計等に誤りがあった場合、入札を中止し、すべての応札者に対して、電子入札システムにより、入札中止通知書を発行する。

通知書には、「入札結果に対する質問等があり、調査の結果、設計に誤りがあったため、入札を中止する」旨を記載する。

#### 13. 質問等により入札を中止した案件の取扱い

質問等の調査の結果、入札を中止した案件については、設計内容を見直した上で、改めて入札を実施する。